

株式会社三菱 UFJ 銀行が実施する ユニチカ株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三菱 UFJ 銀行が三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社と共同で評価を実施するユニチカ株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社三菱 UFJ 銀行のユニチカ株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

2023年3月24日
株式会社 日本格付研究所

目次

I.	第三者意見の位置づけと目的	- 3 -
II.	第三者意見の概要	- 3 -
III.	ユニチカに係る PIF 評価等について	- 4 -
1.	包括的分析及びインパクト特定の適切性評価	- 4 -
1-1.	包括的分析及びインパクト特定の概要	- 4 -
1-2.	JCR による評価	- 9 -
2.	KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 10 -
2-1.	KPI 設定の概要	- 10 -
2-2.	JCR による評価	- 12 -
3.	モニタリング方針の適切性評価	- 16 -
4.	モデル・フレームワークの活用状況評価	- 16 -
IV.	PIF 原則に対する準拠性について	- 17 -
1.	原則 1 定義	- 17 -
2.	原則 2 フレームワーク	- 18 -
3.	原則 3 透明性	- 19 -
4.	原則 4 評価	- 20 -
V.	結論	- 20 -

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCRは、三菱UFJ銀行がユニチカ株式会社(ユニチカ)に実施するPIFに対して、UNEP FIの策定したPIF原則及びモデル・フレームワークに沿って第三者評価を行った。PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF原則は4つの原則からなる。第1原則は、SDGsに資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCRが独立した第三者機関として、ユニチカに係るPIF評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに三菱UFJ銀行及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングのPIF評価フレームワーク及び本ファイナンスのPIF原則に対する準拠性を確認し、本ファイナンスのPIF原則及びモデル・フレームワークへの適合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三菱UFJ銀行がユニチカとの間で契約を締結する、資金使途を限定しないPIFに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<ユニチカに係るPIF評価等について>

1. ユニチカの包括的分析及びインパクト特定の適切性評価
2. KPIの適切性評価及びインパクト評価
3. モニタリング方針の適切性評価
4. モデル・フレームワークの活用状況評価

<三菱UFJ銀行のPIF評価フレームワーク等について>

1. 同行の組成する商品(PIF)が、UNEP FIのPIF原則及び関連するガイドラインに準拠しているか(プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む)
2. 同行が社内で定めた規程に従い、三菱UFJリサーチ&コンサルティングと共同で、ユニチカに対するPIFを適切に組成できているか

III. ユニチカに係る PIF 評価等について

本項では、ユニチカに係る PIF 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本ファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価

1-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要

本ファイナンスでは、ユニチカの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、後述のサステナビリティ活動も踏まえてインパクト領域が特定された。

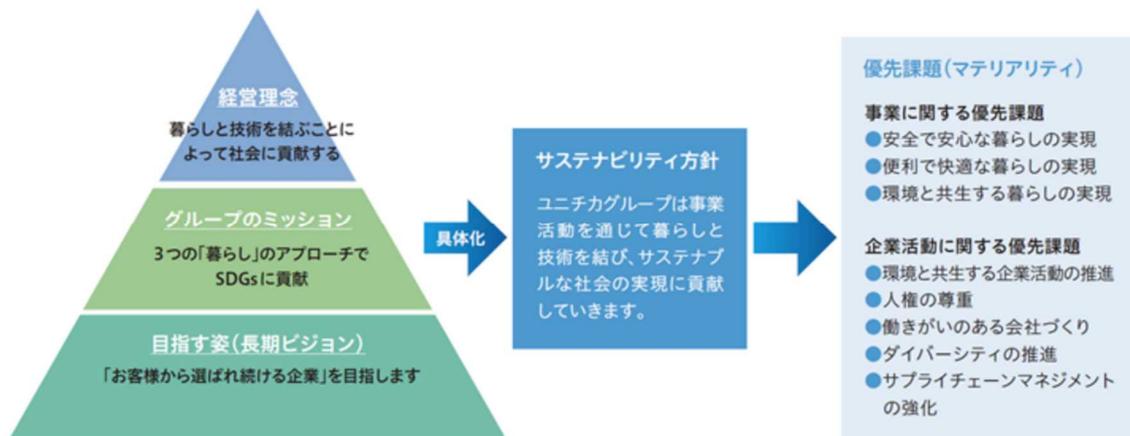
(1) 包括的分析

ユニチカは 1889 年に紡績会社として創業し、現在は総合素材メーカーとして、高分子・機能材を核とした事業を展開している。高分子事業では、主に食品包装用として使用されるナイロンフィルムや自動車部品・電気・精密機器部材として使用されるポリアリレート樹脂を生産している。機能資材事業では、主に反射材を用途とするガラスビーズ、土木資材・自動車内装を用途とするポリエステルスパンボンド、医療資材を用途とするコットンスパンレースを生産している。各製品は、国内シェアにおいて優位を占める。また、社会ニーズを把握して高付加価値製品を創出している。

ユニチカは、サステナビリティ経営の推進にあたり、「サステナビリティ方針」を定め、「ユニチカグループは事業活動を通じて暮らしと技術を結び、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。」という方針のもと、3つの「事業に関する優先課題」と5つの「企業活動に関する優先課題」に取り組み、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を企図している。中期経営計画では SDGs に貢献することで「お客様から選ばれ続ける企業」を目指しており、3ステップで取り組みを進めている。

また、ユニチカグループでは「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント委員会の下、リスクの発生の防止またはリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、同社グループの継続性を確保すべくリスクマネジメント体制を確立している。

(図表 1 : サステナビリティ方針)



(引用元 : ユニチカ ウェブサイト)

(図表 2 : 中期経営計画 3 ステップ)



(引用元 : ユニチカ ユニチカレポート 2022 統合報告書)

【事業セグメント】

ユニチカの事業セグメントは高分子事業、機能資材事業、繊維事業、に分類される。高分子事業は、フィルム、樹脂の製造・販売を行っている。機能資材事業は、ガラス繊維、不織布等の製造・販売を行っている。繊維事業は、各種繊維（糸・綿・織編物等）の製造・販売を行っている。

(図表 3 : セグメント別売上高)

2022年3月期	売上高	構成比率
高分子事業	508億円	44.3%
機能資材事業	343億円	30.0%
繊維事業	294億円	25.7%
その他	0億円	0.1%

(引用元：2022年3月期有価証券報告書より JCR 作成)

(図表 4 : セグメント利益又は損失 (△))

2022年3月期	利益又は損失
高分子事業	66億円
機能資材事業	0億円
繊維事業	△6億円
その他	△0億円

(引用元：2022年3月期有価証券報告書より JCR 作成)

【事業エリア】

ユニチカの地域別売上高比率は日本が大半を占めている。

(図表 5 : 地域別売上高)

2022年3月期	売上高	構成比率
日本	887億円	77.4%
アジア	188億円	16.5%
その他	70億円	6.2%

(引用元：2022年3月期有価証券報告書より JCR 作成)

【サプライチェーン】

ユニチカは、経営理念と目指す姿を実現に向けて「サステナビリティ方針」を策定させ、経営において優先して取り組むべき 8 のマテリアリティを特定している。製品が持つ価値に関する優先課題として定めている「事業に関する優先課題」は、安全で安心な暮らしの実

現、便利で快適な暮らしの実現、環境と共生する暮らしの実現の3つの「暮らし」のアプローチでSDGsに貢献する。具体的には、災害や事故、犯罪、健康被害などから人々を守るための製品や、デジタル化や多様化する生活習慣に対応する製品、CO2削減や省資源、環境汚染防止に貢献する製品を提供することによって持続可能な社会の実現を目指す。5つの「企業活動に関する優先課題」は、事業活動を遂行するうえで配慮すべき、様々な課題である。具体的には、課題に配慮した事業活動を行うことや、すべてのステークホルダーの人権の尊重、従業員の健康的な生活の確保と多様な人材がやりがいを感じて働くことのできる環境の整備、サプライチェーン上のリスクの発見と回避に努めることを掲げている。

(図表 6 : マテリアリティと SDGs への貢献)

優先課題	KPI	2030年度の 目標	2021年度の 実績	関連するSDGs
安全で安心な暮らしの実現	3つの暮らしに貢献する素材の売上高	2019年度比 2.6倍	2019年度比 1.0倍	
便利で快適な暮らしの実現				
環境と共生する暮らしの実現				
環境と共生する企業活動の 推進	CO2 排出量 (国内全グループ)	2013年度比 46%減	2013年度比 21%減	
	産業廃棄物場外処理量 (国内全グループ)	2019年度比 10%減	2019年度比 6%減	
人権の尊重	人権関連教育の実施率 (海外を含む全グループ)	20% (5年で全グループ1巡)	39% (国内)	
働きがいのある会社づくり	休業災害発件数 (国内全グループ)	0件	1件	
	健康経営優良法人認定 (ユニチカ㈱及び一部グループ会社※)	①認定取得 ②ホワイト500	未認定	
ダイバーシティの推進	女性管理職比率 (海外を含む全グループ)	20%	5.9%	
	本社新卒採用(総合職)女性比率 (ユニチカ㈱本体)	30%	16%	
	男性育休取得比率 (国内全グループ)	50%	31% (ユニチカ㈱及び一部グループ会社※)	
サプライチェーン マネジメントの強化	CSR調達アンケート回答率 (主要取引先)	80%	87% (2022年度実施)	

※日本エステル㈱、ユニチカトレーディング㈱、ユニチカテキスタイル㈱、
ユニチカグラスファイバー㈱、ユニチカガーメンテック㈱の5社

(引用元：ユニチカ ウェブサイト)

本ファイナンスのインパクト特定では、事業セグメント、事業エリア、サプライチェーンを含めたステークホルダー全体から、インパクトを生み出す要因がグループ全体で包括的に検討された。

(2) インパクト特定

UNEP FI の定めたインパクト分析ツールを用い、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトの発現するインパクトカテゴリーが確認された。なお、原則として、ユニチカによる公開資料を基にインパクトが分析されているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きが補完されている。

1-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下の通り確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	事業セグメント・事業エリア・サプライチェーンの観点から、ユニチカの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクト領域が特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	ユニチカは、ISO14001の認証取得、TCFD提言への賛同等を行い、対応を進めている事が確認されている。
CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	ユニチカの公表している「マテリアリティ」、「中期経営計画」等を踏まえ、インパクト領域が特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の種類（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	UNEP FIのインパクト分析ツール等の活用により、インパクト領域が特定されている。
PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	ユニチカは、三菱UFJ銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大な	ユニチカの事業で想定し得る重要なネガテ

<p>ネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。</p>	<p>イブ・インパクトとして、温室効果ガス排出、廃棄物、人権侵害、労働災害等が特定されている。これらは、「マテリアリティ」等で抑制すべき対象と認識されている。</p>
<p>事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。</p>	<p>三菱UFJ銀行は、原則としてユニチカの公開情報を基にインパクト領域を特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三菱UFJリサーチ&コンサルティングの作成したPIF評価書を踏まえてユニチカにヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。</p>

2. KPIの適切性評価及びインパクト評価

2-1. KPI設定の概要

本ファイナンスでは、上記の包括分析によるインパクト特定及びユニチカのサステナビリティに関する取り組みを踏まえて、ポジティブ・インパクトの増大とネガティブ・インパクトの低減それぞれについて評価がなされたうえで、本ファイナンスでモニタリングするインパクトが選定された。三菱UFJ銀行及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、特定されたポジティブ・インパクトの創出を維持及びネガティブ・インパクトを緩和・管理するため、ユニチカによる今後の取組テーマとその内容、目標、同行がモニタリングを実施する項目（KPI等）を以下の通り定めた。

<本ファイナンスで選定されたKPI>

内容	目標とモニタリング項目（KPI等）
<p>3つの暮らしに貢献する素材の売上高増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な暮らしの実現 ・便利で快適な暮らしの実現 ・環境と共生する暮らしの実現 	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度 2019年度比売上高2.6倍（2019年度を1とする比率） <p>【モニタリング項目（KPI等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの暮らしに貢献する素材の売上高増加率（2019年度比）
<p>ダイバーシティの推進</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度 女性管理職比率（海外を含む）

	<p>全グループ) : 20%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度 本社新卒採用 (総合職) 女性比率 (ユニチカ株) : 30% <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職比率 (海外を含む全グループ) ・本社新卒採用 (総合職) 女性比率 (ユニチカ株)
従業員に対する育児・介護支援	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度 男性育休取得比率 : 50% (ユニチカ株及び一部グループ会社*を対象) <p>*日本エステル株、ユニチカトレーディング株、ユニチカテキスタイル株、ユニチカグラスファイバー株、ユニチカガーメンテック株</p> <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性育休取得比率
サプライチェーンマネジメントの強化	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度 CSR 調達アンケート回答率 (主要取引先) : 80% <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CSR 調達アンケート回収率 (主要取引先)
製品・サービスの生産時における GHG の排出量削減	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度 Scope1、Scope2 排出量 2013 年度比 46%削減 <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Scope1、Scope2 排出量 (削減率)
製品・サービスの生産時における廃棄物の発生量削減	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度 産業廃棄物場外処理量 : 6,621t (2019 年度比 10%削減) <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物場外処理量
強制・児童労働の発生抑制 (人権関連教育の実施推進)	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度 人権関連教育の実施率 (海外を含む全グループ) : 20% (毎年 20% (以上) の従業員を対象に教育を実施、5 年で全

	<p>ループ一巡)</p> <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権関連教育の実施率
従業員の労働安全衛生推進(休業災害の抑制)	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年度 休業災害発生件数：0 件 <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休業災害発生件数
従業員の健康への影響抑制	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年度健康経営優良法人認定 (ユニチカ㈱及び一部グループ会社*)： ①認定取得 ②ホワイト 500 <p>*日本エステル㈱、ユニチカトレーディング㈱、ユニチカテキスタイル㈱、ユニチカグラスファイバー㈱、ユニチカガーメンテック㈱</p> <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①健康経営優良法人認定の取得状況 ・ ②ホワイト 500 の取得状況

2-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下の通り確認した結果、多様性・有効性・効率性・倍率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びユニチカのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各KPIが示すインパクトは、以下の通りそれぞれ幅広いインパクトカテゴリーに亘っている。

(ポジティブ・インパクト)

- ・ 3つの暮らしに貢献する素材の売上高増加 (安全で安心な暮らしの実現、便利で快適な暮らしの実現、環境と共生する暮らしの実現)：「経済収束」、「資源効率・安全性」、「エネルギー」、「水 (質)」、「気候」、「廃棄物」、「食糧」
- ・ ダイバーシティの推進：「包括的で健全な経済」、「雇用」
- ・ 従業員に対する育児・介護支援：「雇用」

- ・サプライチェーンマネジメントの強化：「経済収束」
(ネガティブ・インパクト)
 - ・製品・サービスの生産時におけるGHGの排出量削減：「気候」
 - ・製品・サービスの生産時における廃棄物の発生量削減：「資源効率・安全性」、「廃棄物」
 - ・強制・児童労働の発生抑制（人権関連教育の実施推進）：「人格と人の安全保障」
 - ・従業員の労働安全衛生推進（休業災害の抑制）：「保健・衛生」、「雇用」
 - ・従業員の健康への影響抑制：「保健・衛生」、「雇用」
- また、対象範囲も全事業セグメント、サプライチェーン全体、主要な活動地域（日本）のインパクトが考慮されている。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、大きなポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

ユニチカは社会に対するコミットメントとして、TCFD提言への賛同を行っている。また、ユニチカは生活負荷が少なく多様化するライフスタイルへ対応し得る製品、環境負荷低減につながる製品、災害・事故等による被害の最小化を図る製品等の提供を行っている。モノづくりを通じて環境問題・社会問題の解決に貢献しており、大手繊維メーカーとして与えるインパクトは大きいと想定される。

加えて、健全な労働環境を整備することで、ワークライフバランスの向上や労災事故の発生抑制など、雇用に対するポジティブな影響の発現やネガティブな影響の抑制が期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

本ファイナンスで定められたインパクトに関する目標とKPIは、ユニチカのマテリアリティのテーマに係るKPIを設定したものである。

ユニチカは、サステナビリティ経営の推進にあたり、「サステナビリティ方針」を定め、「ユニチカグループは事業活動を通じて暮らしと技術を結び、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。」という方針のもと、8つのマテリアリティを特定して企業価値の向上と持続可能な社会の実現を企図している。マテリアリティでは3つの「事業に関する優先課題」と5つの「企業活動に関する優先課題」を掲げ、取り組みを推進している。中期経営計画ではSDGsに貢献することで「お客様から選ばれ続ける企業」を目指している。

JCRは、ユニチカがサステナビリティに係るマテリアリティに対する取り組みの推進を

経営陣が優先事項として積極的に推進していること、ガバナンス体制が構築されていることを確認しており、本ファイナンスの後押しにより、ユニチカの定めたマテリアリティにおけるインパクトの効率的な発現・抑制が期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本項目は今回の評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、以下にリストアップした通り、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「3つの暮らしに貢献する素材の売上増加（安全で安心な暮らしの実現、便利で快適な暮らしの実現、環境と共生する暮らしの実現）」に係る SDGs 目標・ターゲット



2.1



6.1



7.3



12.2、12.3、

12.4、12.5



13.1

(2) 「ダイバーシティ推進」に係る SDGs 目標・ターゲット



5.5



8.5



10.2

(3) 「従業員に対する育児・介護支援」に係る SDGs 目標・ターゲット



5.5



8.5

(4) 「サプライチェーンマネジメントの強化」に係る SDGs 目標・ターゲット



9.2

(5) 「製品・サービスの生産時における GHG の排出量削減」に係る SDGs 目標・ターゲット



7.3



13.1

(6) 「製品・サービスの生産時における廃棄物の発生量削減」に係る SDGs 目標・ターゲット



11.6



12.5

(7) 「強制・児童労働の発生抑制（人権関連教育の実施推進）」に係る SDGs 目標・ターゲット



8.7

(8) 「従業員の労働安全衛生推進（休業災害の抑制）」に係る SDGs 目標・ターゲット



3.4

(9) 「従業員の健康への影響抑制」に係る SDGs 目標・ターゲット



3.4

3. モニタリング方針の適切性評価

三菱 UFJ 銀行は、ユニチカの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避・低減されていることを継続的にモニタリングする。

ユニチカは、統合報告書、ウェブサイト等でサステナビリティに関する定性的、定量的な情報を開示している。三菱 UFJ 銀行は、それらの開示情報やその他の各種公開情報を確認するとともに、ユニチカからの個別の開示を受けることで、達成状況等をフォローアップすることが可能である。イベント発生時においては、ユニチカから状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。そのため、本ファイナンスの契約にあたり、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを要請している。ユニチカは、契約期間中、各インパクトに関して、目標達成に向けた取り組みを継続していくとしており、三菱 UFJ 銀行はその進捗度合いについても併せてモニタリングを行う。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

4. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 1~3 より、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性について

JCR は、三菱 UFJ 銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びにユニチカに対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って以下の通り確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本ファイナンスは、三菱 UFJ 銀行がユニチカのポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施する PIF と位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定・緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本ファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定・緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本ファイナンスは、SDGs との関連性が明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本ファイナンスは、三菱 UFJ 銀行のユニチカに対するローンである。
PIF 原則はセクター別ではない。	本ファイナンスでは、ユニチカグループの事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本ファイナンスでは、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと共同でポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な融資を実行し得るものと考えられる。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
<p>事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。</p>
<p>事業主体は、上記のプロセスを実行するために、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングには、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。</p>
<p>事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。</p>

<p>事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCR は 2021 年 11 月制定・2022 年 11 月改訂の同行社内規程を参照している。</p>
<p>ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>

3. 原則 3 透明性

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則 1 に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則 2 に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則 4 に関連） 	<p>本ファイナンスでは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保されている。また、ユニチカは KPI として列挙された事項につき、統合報告書、ウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三菱 UFJ 銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、PIF の実施にあたり、PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCR は、本ファイナンスのインパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

V. 結論

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

(担当) 川越 広志・任田 卓人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル